

村落における社会規範の

体系の問題性

千葉正士

個人的な着想を申しあげて恐縮なことだが、わたくしは、村落という社会においておこなわれている社会規範の体系をもつと組織的に研究することが必要なのではないかとおもっている。もちろん、村落社会における人間関係、ないしは村落の社会形態、あるいは、その基礎としての経済的諸要因などが、むしろさきだすべき問題点であり、したがって、最近の村落研究の動向は、ほぼこの線にそつたものとして、適切なものであるようにおもわれる。

けれども、社会学の基礎的な常識として、社会は一定の社会規範によつて規制されているからこそ一定の社会でありうるはずである。ましてその社会が集団形態をとり、しかもいわゆる共同体的なものであるならば、その集団規範や共同体規範が、この面において研究されなければならぬであろう。しかし、不幸なことには、社会学は、伝統的に社会の構

成要素である個人とその作りあげる社会的諸関係に関心を集中して、社会規範そのものには、あまり注意を払つていなかつたようである。門外漢のいうことだからまちがつてい

るかもしれないが、最近まで、もう半世紀も前になるサムナア以上にあまり出ていなかつたようにおもふ。だが、最近、個人からその内面のパーソナリティに、さらにその意識行動の目標である価値の問題に、社会学は関心を発展させてきたようだから、ぼつぼつ社会規範の問題も正面からとりあげられる時期に

きつたのであるのではないか。他方、社会規範のうちもつとも強力なものといわれる法について、法学があつたわけだが、その問題意識は、全然社会学的ではなかつたから、社会規範一般の問題なぞ、その眼中にはいるはずがなかつた。だが、ここでもさいわいに法社会学の発達は、法を国家法の概念的理解だけにとどまつていたものから、これを社会という舞台にひきおろすことに成功した。しかし、まだ限界がある。それは、どこまでも法を対象とするので、社会規範一般にまでこれを拡大はできないからである。これが、法社会学に対する一般の理解ではなからうか。

しかし、わたくしは、この法社会学においても、社会規範一般が、したがって村落社会の社会規範の体系が、ひとつの重要なテーマ

として研究されるべきだとおもふ。「政治と村落」という問題意識は、この理由を示してくれるものである。

政治のもつとも典型的なものが、国家権力の形成と発動とであろうことは、まちがいあるまい。そうだとすれば、現代国家権力の発動ルートとなつていゝ法が、政治の一面となる。すると、問題は、「国家法と村落」としても理解される。それでは、国家法と村落とは、どういふ関係として把握されるか。

これを大ざつばにいえば、国家法が村落にどういふ規制をしているか、および、国家法の形成と実施に村落の方がどうはたらきかけに対応しているか、だといえよう。そこで、この観点がいゝるの面で検討されう。たとえば、村落の基礎的な生産手段である農地・林野・水面・水利などについて、また森林漁業等のための資本や資材の取得や利用について、生産組織としての各種の団体について、あるいは、村落の社会形態ひいては行政組織などについて、等々。それらは、すでに着目され、社会学者・法社会学者・政治学者・農業者・経済学者などによつて、相当に研究がおこなわれている。

それらとならべて、わたくしは、社会における社会規範の研究がかかせないものだとおもふ。というのは、国家権力は、まぎにあげ

た村落の諸面だけでなく、その社会規範にも、何かの形ではたらきかけてくるからである。とくに、完成された近代国家においてははすくないとしても、絶対主義国家においては、国家権力は、個人生活の内面にまではいつてきて、個人に対し社会生活において選択すべき規範を指定する。わが国の例でいえば、国体思想、醇風美俗、私の精神、国民道徳、等々というものが、直接政治においてばかりでなく、教育や社会道徳において鼓吹された。そして、それが高度に政治的であつた。そして、それらは、勅法・祭と神社の制度・褒賞制度・祝祭日制度・その他法の形を通じておこなわれた。それは、村落の規範とくに共同体規範に有効にはたらきかけたはずである。

この理由で、村落の社会規範は、村落研究の軽視できない一面であるようにおもわれる。しかも、いまのところ、社会学と法社会学との握手によつてでなければおこなえない。それができる条件がとどのいつつあるとおもわれるいま、わたくしは、社会学の分野からも、このような関心をもつものが出てきてくれるとありがたい、とおもつている。